

南風原町都市公園
イベント利用等の手引き
～行為許可申請の方法・許可基準～

令和7年7月

南風原町都市整備課

— 目 次 —

1. はじめに	P2
2. 手続きの流れ	P3
3. 相談窓口	P4
4. 受付期間	P4
5. 許可申請が必要な行為	P5
6. 申請時に必要な書類	P6
7. その他必要な手続き	P7
8. 使用料	P8
9. 許可の基準	P9

◎様式

- ・(様式4)「公園占用許可申請書」
- ・(任意様式) 占用物件位置図
- ・(任意様式) イベント企画書
- ・(様式3)「公園内行為許可申請書」
- ・(任意様式) 行為区域図

1. はじめに ～住民の皆様へ～

都市公園は、都市の中に緑とオープンスペースを創出するとともに、景観、レクリエーション、環境保全、防災、健康、精神的充足など様々な機能を有しています。近年ではその多様な機能やポテンシャルを引き出し、都市の魅力向上や地域の活性化などに資する都市公園の利活用の促進が期待されているところです。

住民の皆さんが都市公園を利用される際は、自由使用が原則となりますが、イベントの実施等、一時的に独占的な使用をされる場合は、使用方法によっては他の公園利用者や周辺住民に著しい影響を及ぼすこともあるため、事前に公園管理者の許可を受けていただく必要があります。

この手引きは、公園内で許可が必要な行為を行う場合のルールや手続きを、広く市民の皆さんに理解していただくために作成したものです。この手引きをご活用いただき、皆さんが公園を使いこなすことで、住民の皆さんから愛され、個性豊かで魅力的な公園が増えることを期待しています。



2. 手続きの流れ

1. 事前相談



- 行為の目的・内容について、都市整備課へ相談
- 公園の空き状況の確認等

2. 申請手続き(実施日の3か月～2週間前)



- 申請書類の提出
 - ・占用許可申請書、行為許可申請書
 - ・占用施設配置図、イベント企画書、行為区域図など
- ※必要に応じて、その他関係機関との協議



3. 受付



- 都市整備課から許可証と使用料金の納付書が交付されますので、お受取り、支払いをお願いします
- イベントの参加者募集や開催告知は、必ず許可を受けてから行ってください

4. 当日



- 許可証は必ず携帯してください
- 許可証に記載されている許可条件を遵守してください

5. 後片付け

- 車止めの鍵等、町から貸与されたものは速やかに返却してください
- ごみの回収等、原状回復を行ってください

使用料について

- 使用料は、使用する日までにお支払いください
- 納付書は金融機関専用となっており、コンビニでお支払いすることは出来ませんので、ご了承ください

3. 相談窓口

スムーズに手続きを進めるために、申請手続きの前に以下の公園管理者へご相談ください。

公園名	相談先
兼城公園、本部公園、宮城公園、 神里ふれあい公園、黄金森公園、 花・水・緑の大回廊公園、 津嘉山公園	南風原町都市整備課 889 - 1632
山川桁下公園	山川集落センター 889 - 4429
新川公園	新川コミュニティセンター 889 - 0383
ウガンヌ前公園	宮平資料館 889 - 6655

※山川桁下公園、新川公園、ウガンヌ前公園は指定管理となっております。

4. 受付期間

許可申請書は、原則として行為を実施する日の3カ月前から2週間前までに提出してください。

ただし、大規模なイベントを開催する際の関係機関との協議や出店者の募集等、準備や調整に3カ月以上の期間を要する場合は、3カ月以上前から申請することも可能ですので、各相談窓口へご相談下さい。

5. 許可申請が必要な行為

都市公園は、原則として自由に利用できますが、集会やお祭り等公園を一時的に独占して利用する場合や、ステージ等を設置してイベントを行う場合は事前に許可が必要です。

許可が不要な行為	・遊具を使った遊び ・犬の散歩 ・ランニング ・鬼ごっこ ・お弁当を食べる ・個人の一般的な撮影 
----------	--

許可が必要な行為	<行為許可申請> ※¹ ◎ステージ等を設置しない利用 (例：行商、集会など) ◎業としての撮影行為 (例：CM・テレビ番組等の撮影、結婚式の前撮り等)
	<占用許可申請> ※² ◎ステージ等を設置する利用 (例：音楽イベント、地域の祭りなど)

※¹ 行為許可申請・・・南風原町都市公園条例第4条に基づく許可申請

※² 占用許可申請・・・都市公園法第6条に基づく許可申請

6. 許可申請が必要な行為

公園内で許可が必要な行為を行う場合に、必要な書類は下記のとおりです。

行為に伴ってステージ等の仮設工作物を「設置しない場合」と「設置する場合」で、必要な書類が異なりますのでご注意ください。

《占用物(仮設工作物)を設置しない場合》

書類名	様式	備考
都市公園行為許可申請書	様式第4号	南風原町都市公園条例施行規則第2条
行為区域図	任意様式	公園内のどの辺りで行為を実施するのかが分かる資料のご提出をお願いします。
イベント企画書	任意様式	※イベントを行う場合に必要な書類です。下記項目の記載をお願いします。 ①開催日時②イベントの目的・内容③会場計画④参加者数の見込み⑤物品販売の有無・内容⑥周辺の交通対策(必要に応じて)

《占用物(仮設工作物)を設置する場合》

書類名	様式	備考
都市公園占用許可申請書	様式第3号	南風原町都市公園条例施行規則第2条
占用物件の配置図	任意様式	占用物の設置場所や設置面積が分かる資料のご提出をお願いします。
イベント企画書	任意様式	※イベントを行う場合に必要な書類です。下記項目の記載をお願いします。 ①開催日時②イベントの目的・内容③会場計画④参加者数の見込み⑤物品販売の有無・内容⑥周辺の交通対策(必要に応じて)

※申請書の様式は南風原町のホームページからダウンロード可能です。

南風原町ホームページの【町の情報】→【生活情報】→【申請書】より、「経済建設部 都市整備課」を選択し必要な様式をダウンロードしてください。

《申請の方法》

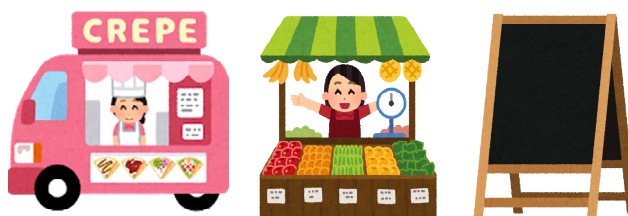
必要書類を準備し、直接各相談窓口へ提出してください。

《仮設工作物とは》

工作物設置後に、人力のみでは容易に移動ができないもののことです。判断が難しい場合は、都市整備課へお問い合わせください。

仮設工作物でないもの

キッチンカー、仮設テント、露店、看板、机、椅子、カラーコーン、タープ、カメラ台、マット、ロープ、仮設照明など



仮設工作物

やぐら、大型エアーストランド、屋外ステージ、大型テント、仮設トイレなど



7. その他必要な手続き

イベント開催に伴って飲食の提供や火気使用をされる場合は、関係機関との協議が必要となる場合があります。必要に応じて、実施日までに手続きを行ってください。

例) 飲食物の出店

⇒臨時営業許可(沖縄県南部福祉保健所 生活衛生班 889-6799)

※大規模なイベントで混雑が予想される場合は、周辺住民への事前周知や路上駐車対策等、ご配慮をお願いします。

8. 使用料

公園内で許可が必要な行為を行う場合には、使用料が必要となります。

《占用物(仮設工作物)を設置しない場合》

【出店】 (例) ・キッチンカー ・タープテントでの販売活動 ・露天 など 	50 円／㎡・日
【業としての撮影】 (例) ・結婚式の前撮り ・雑誌や CM の撮影 など 	【写真】 500 円／日 (写真機 1 台) 【映画】 2,000 円／日 (1 件)
【行商】 (例) ・リアカーでのお弁当販売 ・野菜、果物販売 ・石焼き芋販売 など 	500 円／日

《占用物(仮設工作物)を設置する場合》

【ステージ等の設置】 (例) ・ステージの設置 ・仮設トイレの設置 ・やぐらの設置 など 	50 円／㎡・月
---	-----------------

9. 許可の基準

公園内で下記のような行為を行う場合は、事前に許可が必要となります。該当するページをご確認の上、事前に公園管理者までご相談ください。

許可が下りるまで、2週間程度要することもあります。予約は原則3ヶ月前から受け付けます。大規模イベントを企画する際には、できるだけ早めにご相談ください。

《1》販売を行いたい(行商)  P10へ	《2》募金活動をしたい  P11へ
《3》コンサートを開催したい(興行)  P12へ	《4》イベントを開催したい  P13へ

《1》販売を行いたい(行商)



下記のような形態であれば、公園内で飲食物や物品の販売をすることができます。



- ①タープテントやキッチンカー、リアカー等による販売。
- ②イベントに付随して行う販売。 ⇒ P13 へ

「行商」とは、飲食物の製造販売を目的としたキッチンカーの移動営業、テント等による仮設営業及び飲食店臨時営業等について、南風原町から許可を得て行う商いをいいます。

許可の基準

- ☐ 内容等が公園内での行為としてふさわしいものであること
- ☐ 他の公園利用者の支障にならない場所で行うこと
- ☐ 執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと

行商の事例

- ・ キッチンカーの出店
- ・ タープテントでのかき氷等販売
- ・ 簡易テーブルで弁当販売 など

《2》募金活動をしたい



公共の福祉に資することを目的としたものであれば、公園内で募金活動を行うことができます。

金銭を集める募金以外にも、物品等を募って集める行為も可能です。

許可の基準

- ☐ 趣旨や内容が 公の施設での行為として適当であること
- ☐ 公園管理者が許可した場所で行うこと
- ☐ 執拗な声かけや宣伝活動を行わないこと

募金活動の事例

- ・ 被災地への支援を目的とした募金活動
- ・ 日本赤十字社による献血活動



《3》コンサートを開催したい(興行)



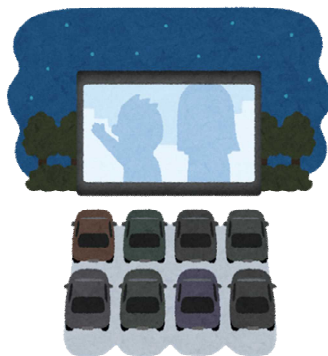
興行とは、観客から入場料金を取って、演劇・音楽会・コンサート・映画鑑賞等を行う行為です。

許可の基準

- ☐ 実施主体は原則として個人でないこと
- ☐ 観客の安全を確保するための対策を徹底すること
- ☐ 騒音が周辺住民の迷惑になる可能性のあるものについては、事前に音量の測定を行うこと
- ☐ 大規模な興行で混雑が予想される場合は、周辺住民への事前周知や路上駐車対策等を実施すること

興行の事例

- ・サーカス
- ・ナイトシアター
- ・演劇鑑賞会
- ・音楽フェス など



《4》イベントを開催したい



公園内でイベントを開催する場合は、イベントの趣旨や目的が地域の活性化や、公園利用者の教養の向上につながるなど、公園利用者や近隣から愛される催しとなるよう工夫をお願いいたします。

イベント企画書について

許可申請書に添付するイベント企画書の作成については、実施日の1ヶ月前までに、公園管理者と内容の打合せをお願いします。

① 開催日時

- ・開催日だけでなく、準備と後片付の時も記入して下さい。
- ・雨天時の対応についても記載してください。

② イベントの目的・内容

③ 参加者数の見込み

④ 物品販売の有無（有の場合は その内容 まで）

⑤ 周辺の交通対策

開催に伴い、園内駐車場や周辺道路に影響を及ぼす可能性がある場合はその予防策と苦情対応を記載してください。

※イベント開催を原因として発生した事故等への対応策、保険へ加入するなど、主催者側で責任を取れるよう体制確保をお願いします。

イベント企画書について

- ・地域特産品等を取り扱ったマルシェ
- ・子ども向けの職業体験イベント

《参考資料》

- I. 都市公園行為許可申請書 様式第 4 号……P15
- II. 都市公園占用許可申請書 様式第 3 号……P16
- III. 南風原町都市公園条例 ……………P17

都 市 公 園 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

南風原町長 様

申請者 住 所
氏 名

南風原町都市公園条例第4条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

公 園 名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
日 時 又 は 期 間	
行 為 の 場 所	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 の 必 要 な 事 項	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

都 市 公 園 占 用 許 可 申 請 書

年 月 日

南風原町長 様

申請者 住 所
氏 名

都市公園法第6条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

公 園 名	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占 用 の 場 所	
占 用 物 件 の 構 造	
占用物件の管理の方法	
工 事 実 施 の 方 法	
工事の着手及び完了の時期	
都 市 公 園 の 復 旧 の 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 の 必 要 な 事 項	

備考

- 1 申請者が、法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

南風原町都市公園条例（平成2年4月1日条例第16号）

最終改正:令和4年3月31日条例第12号

改正内容:令和4年3月31日条例第12号〔令和4年4月1日〕

○南風原町都市公園条例

平成2年4月1日条例第16号

- 改正
- 平成7年4月1日条例第14号

平成8年4月1日条例第7号

平成12年3月21日条例第8号

平成13年3月31日条例第5号

平成16年7月1日条例第8号

平成17年1月19日条例第1号

平成17年4月1日条例第15号

平成17年6月28日条例第19号

平成18年1月26日条例第4号

平成19年3月30日条例第10号

平成19年10月1日条例第27号

平成22年6月24日条例第11号

平成25年3月28日条例第11号

平成26年6月20日条例第14号

平成29年3月31日条例第14号

令和4年3月31日条例第12号

南風原町都市公園条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 公園の設置(第3条―第3条の3)

第2章 公園の管理(第4条―第12条の2)

第3章 雑則(第13条―第15条)

第4章 罰則(第16条―第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理につき必要な事項等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。

(2) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の2 公園の設置

(公園の名称、位置)

第3条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第3条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 町の区域内に設置する公園の町民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の町民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 町が次に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて町における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 町が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供する

<https://asa-jg.daiichihoki.asp.lgwan.jp/newsearch/SrPrF12/init>

1/17

ことを目的とする公園等、前号アからエまでに掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

第3条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2章 公園の管理

（行為の制限）

第4条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- （1）行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）業として写真又は映画を撮影すること。
- （3）興行を行うこと。
- （4）競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- （5）その他町長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める規則に基づいて、申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- （1）公園を損傷し、又は汚損すること。
- （2）竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- （3）土地の形質を変更すること。
- （4）鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （5）はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- （6）立入禁止区域に立ち入ること。
- （7）指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- （8）公園をその用途外に使用すること。
- （9）たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊びをすること。
- （10）その他管理上支障があると認められること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 町長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（有料公園施設）

第6条の2 有料公園施設（町の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第2のとおりとする。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項）

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的、期間及び場所
 - イ 公園施設の構造及び管理方法
 - ウ 工事の実施方法
 - エ 工事の着手及び完了の時期
 - オ 公園の復旧方法
 - カ その他町長の指示する事項
- （2）公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 管理の目的及び期間
 - イ 管理する公園施設及び方法
 - ウ その他町長の指示する事項
- （3）許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 変更する事項
 - イ 変更する理由
 - ウ その他町長の指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。 - 18 -

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他町長の指示する事項
(軽易な変更事項)

第8条 法第6条第3項ただし書による軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様変え
(添付書類)

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料及び占用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第4条第1項、同条第3項又は第6条の2第2項の許可を受けた者の使用料及び占用料は、別表第3から別表第11、別表第12までに定めるとおりとする。

2 前項の使用料及び占用料は、許可の際、納付しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合に限り、これを使用後に納付することができる。

3 公益上その他特別の事情があると認められるときは、町長は、使用料及び占用料の全部又は一部を減免することができる。

4 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなくなったときその他町長が必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(監督処分)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定により許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定により許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、条例の規定による許可を受けた者に対し前項の規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要性が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(権利の譲渡禁止等)

第12条 公園の施設の設置又は管理の許可若しくは公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転賃することができない。

(管理の特例)

第12条の2 この条例の規定にかかわらず、山川桁下公園、新川公園及びウガンヌ前公園の管理については、別に条例で定めるところによる。

第3章 雑則

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設について準用)

第14条 第4条から前条までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項又は第3項(第14条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第14条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第11条第1項又は第2項(第14条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

第17条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月31日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。ただし、第10条第1項中別表第4及び別表第5に係る改定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月26日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第27号）

この条例は、平成19年11月1日から施行する。ただし、第10条第1項中別表第12に係る部分は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月24日条例第11号）

この条例は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第11号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第14号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日条例第14号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	種別	所在地
兼城公園	街区	南風原町字兼城170番
本部公園	近隣	南風原町字本部352番
宮城公園	近隣	南風原町字宮城242番3
神里ふれあい公園	近隣	南風原町字神里712番1
黄金森公園	総合	南風原町字宮平718番1
花・水・緑の大回廊公園	緑道	南風原町字宮平870番2
山川桁下公園	街区	南風原町字山川157番6
新川公園	都市緑地	南風原町字新川148番1
ウガンヌ前公園	街区	南風原町字宮平161番
津嘉山公園	近隣	南風原町字津嘉山1265番2

別表第2（第6条の2関係）

公園名	有料公園施設
本部公園	多目的広場
宮城公園	多目的広場 テニスコート
神里ふれあい公園	多目的広場
黄金森公園	陸上競技場 野球場 陸軍病院壕 テニスコート
花・水・緑の大回廊公園	スケートボード場 ゲートボール場 インラインスケート場 多目的広場（パークゴルフ場等）
山川桁下公園	ゲートボール場
新川公園	芝広場 多目的広場
ウガンヌ前公園	多目的広場

別表第3（第10条関係）

区分			単位	使用料及び占用料
行為をする場合	行商、募金その他これに類する行為		1日	500円
	業として写真を撮影するもの		1日(写真機1台)	500
	業として映画を撮影するもの		1日(1件)	2,000
	興行、出店その他これに類する営業行為		1日 1平方メートル	50
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これに類する行為をする場合		1日 1平方メートル	2
公園を占有する場合	電柱、支柱、支線及び標識その他これに類するもの		1月 1本	40
	水道管、下水道 ガス管 地下埋設物等	外径0.2m未満のもの	1年 1メートル	62
		外径0.2～0.4m未満のもの		120
		外径0.4～1.0m未満のもの		310
		外径1.0m以上のもの		620
	天体、気象又は土地観測施設		1月 1平方メートル	40
	詰所用建物その他工事用施設		1月 1平方メートル	100
	工事用板囲、足場及び材料置場		1月 1平方メートル	100
	その他の占用		1月 1平方メートル	50

別表第4（第10条関係）
多目的広場

使用者	単位		使用料	
			町内在住者	左記以外の者
小・中・高校生	1面	1時間	250円	500円
大学生・一般	1面	1時間	500円	1,000円

- （1）延長1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。
- （2）照明施設使用料は、1時間につき1面1,000円（町内在住者以外の者は1,500円）を使用料に加算する。

別表第5（第10条関係）
テニスコート

使用者	単位		使用料	
			町内在住者	左記以外の者
小・中・高校生	1面	1時間	200円	350円
大学生・一般	1面	1時間	400円	700円

- （1）延長1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。
- （2）照明施設使用料は、1時間につき1面400円（町内在住者以外の者は1,000円）を使用料に加算する。

別表第6（第10条関係）
陸上競技場

(1) 専用使用の使用料

使用目的	入場料の有無	使用者	使用料			
陸上競技その他のアマチュアスポーツ及び体育・レクリエーションの普及振興のための催物に専用する。	入場料を徴収しない場合		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
		町内諸団体	2,500円	2,500円	5,000円	630円
		上記以外の団体	5,000円	5,000円	10,000円	1,260円
	入場料を徴収する場合	町内諸団体 上記以外の団体	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)に100を乗じて得た額を加算する。			
同上の練習のために専用する			入場料徴収の有無及び使用者、時間区分に応じてそれぞれ上記の半額			
その他の催物に使用する	入場料を徴収しない場合		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
		町内諸団体	5,000円	5,000円	10,000円	1,500円
		上記以外の団体	10,000円	10,000円	20,000円	3,000円
	入場料を徴収する場合	町内諸団体 上記以外の団体	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料(税込)に200を乗じて得た額を加算する。			
屋外照明	全点灯		1時間につき 2,400円			
	2分の1点灯		1時間につき 1,200円			
衛生費	興行	4時間以内 10,000円	4時間を超える場合 20,000円			
	大会	4時間以内 1,500円	4時間を超える場合 3,000円			

(2) 個人及び団体使用の使用料

使用目的	使用区分			使用料
陸上競技その他のアマチュアスポーツ及び体育・レクリエーションの練習に使用する。	町内	個人	児童・生徒	無料
			一般・学生	1人1回につき 50円
				回数券11回分 500円
		団体	(1) 50人～99人の場合は、1人につき個人使用料の1割引	
			(2) 100人～199人の場合は、1人につき個人使用料の2割引	
			(3) 200人以上の場合は、1人につき個人使用料の3割引	
	利用者が利用の際、屋外照明が点灯している場合は一般・学生1人につき50円を使用料に加算して徴収する。			
	町外	個人	児童・生徒	1人1回につき 100円
			一般・学生	1人1回につき 200円
		団体	(1) 50人～99人の場合は、1人につき個人使用料の1割引	
(2) 100人～199人の場合は、1人につき個人使用料の2割引				
(3) 200人以上の場合は、1人につき個人使用料の3割引				
利用者が利用の際、屋外照明が点灯している場合は、1人につき児童・生徒は50円、一般・学生は100円を使用料に加算して徴収する。				

(3) 施設設備の使用料

種類	使用料			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)
放送施設	1,000円	1,000円	2,000円	500円
会議室	500円	500円	1,000円	500円
	冷房使用のときは、1時間(1時間未満は1時間とする。)につき500円加算			
トレーニング室	町内	高校生・学生・一般	1人2時間100円、回数券11回分1,000円	
	町外	高校生・学生・一般	1人2時間300円	
	トレーニング室の利用は2時間までとし、準備、片づけまで含めるものとする。			
シャワー	1人1回につき 100円			

(4) 用器具の使用料

種類	使用料		種類	使用料	
決勝計時審判台	町内	100円	フィールド成績表示器	町内	100円
	町外	200円		町外	200円
スターター用拡声器一式	町内	100円	トラック競技速報表示器	町内	100円

	町外	200円		町外	200円
3,000m障害物一式	町内	100円	走幅・三段跳距離測定器	町内	100円
	町外	200円		町外	200円
3,000m障害代用縁石	町内	100円	フィールド競技用ペゲー式	町内	100円
	町外	200円		町外	200円
走高跳用器具一式	町内	100円	テント	町内	100円
	町外	500円		町外	200円
棒高跳用器具一式	町内	100円	ハードル一式	町内	100円
	町外	500円		町外	200円
※上記以外の用器具1点につき 町内50円、町外200円とする。					

別表第7（第10条関係）
野球場

使用目的	使用の種類	使用者区分		使用料				
軟式野球部及びソフトボール競技	練習の場合	町内諸団体	小・中・高校生	無料				
			一般・職業チーム	1,000円／1時間				
		上記以外の団体	小・中・高校生	1,000円／1時間				
			一般・職業チーム	2,000円／1時間				
	大会又は興行	時間		使用時間区分				時間外（1時間当たり）
				9時～13時	13時～18時	9時～18時	18時～22時	
		使用者		4,000円	5,000円	9,000円	4,000円	1,000円
		町内諸団体		8,000円	10,000円	18,000円	8,000円	2,000円
	照明使用料	町内諸団体	小・中・高校生	1,500円／1時間				
			一般・職業チーム					
		上記以外の団体	小・中・高校生	3,000円／1時間				
			一般・職業チーム					

※ 練習の場合の使用時間は、原則2時間とする。
※ 大会又は興行とは、競技者以外の者が競技を企画運営し、半日単位使用を行うことをいう。

別表第8（第10条関係）
スケートボード場

使用者	単位		使用料	
			町内在住者	左記以外の者
小・中・高校生	1人	4時間	50円	100円
大学生・一般	1人	4時間	100円	200円

- （1） 利用時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者の許可を得て午後9時までとすることができる。
- （2） 4時間を超え8時間未満は、8時間として取り扱うものとする。
- （3） 照明施設使用料は、1人1時間当たり50円（町内在住者以外の者は100円）を使用料に加算する。
- （4） 照明点灯時間は、4月から10月末までは午後7時から午後9時までとする。
11月から3月末までは午後6時から午後9時までとする。
- ただし、夜間照明点灯時の使用については、成人の者の同伴に限り許可することができる。

別表第9（第10条関係）
ゲートボール場

使用者	単位		使用料	
			町内在住者	左記以外の者
小・中・高校生・大学生・一般	1面	1時間	100円	150円

- （1） 利用時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者の許可を得て午後9時までとすることができる。
- （2） 延長1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。
- （3） 照明施設使用料は、1時間につき400円（町内在住者以外の者は800円）を使用料に加算する。
ただし、夜間照明点灯時の使用については、成人の者の同伴に限り許可することができる。

別表第10（第10条関係）
インラインスケート場

使用者	単位		使用料	
			町内在住者	左記以外の者
小・中・高校生	1面	1時間	200円	250円
大学生・一般	1面	1時間	400円	450円

- （1）個人使用の場合の使用料は、別表第8に準ずる。
- （2）利用時間は、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、管理者の許可を得て午後9時までとすることができる。
- （3）延長1時間未満は、1時間として取り扱うものとする。
- （4）照明施設使用料は、1時間につき400円（町内在住者以外の者は800円）を使用料に加算する。
ただし、夜間照明点灯時の使用については、成人の者の同伴に限り許可することができる。

別表第11（第10条関係）
陸軍病院壕

見学者区分	見学科	
	個人	団体(20人以上)
町内小・中・高校生	50円	無料
町外小・中学生	100円	50円
町外高校生	200円	150円
町内一般	200円	150円
町外一般	300円	250円

- (1) 見学時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 毎週水曜日と、12月28日～1月3日は休みとする。
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けているものは全額免除とする。

別表第12（第10条関係）
多目的広場（パークゴルフ場等）使用料

区分		使用料（1時間1人につき）
町内	小・中・高校生	50円
	大学生・一般	100円
町外	小・中・高校生	150円
	大学生・一般	300円